

住宅の解体には 建設リサイクル法に 基づく届出が必要です



解体前に「届出」を！



- 家屋を解体する時は、建設リサイクル法に基づく「届出」が必要です。
- 届出の違反には、発注者（施主又は家屋の持ち主）に20万円以下の罰金が適用されます。

届出について

- 床面積80㎡以上の住宅を解体する場合は、建設リサイクル法に基づく「届出」が必要です。
- 届出は、発注者の方が解体工事に着手する7日前までに行ってください。
- 届出手続きを業者（解体工事業者、建設業者、建築事務所等）に委任する場合は、届出書の内容をご確認の上、委任状を作成してください。

届出窓口について

- 届出先窓口は次のとおりです。
〔建築基準法第六条第一項第四号に掲げる戸建て住宅等の場合〕
雲南市建設部都市建築課 建築指導グループ
〔上記以外建築物の場合〕
島根県雲南県土整備事務所 建築部建築課

なお、届出義務違反には、発注者（施主又は家屋の持ち主）に罰則（20万円以下の罰金）が適用されますのでご注意ください。

解体工事を発注する際の注意事項について

- 解体工事を発注する際は施資格をもった施工業者に発注してください。
- 工事請負業者から届出事項（分別解体等の計画等）について記載された書面を受け取ったうえ、事前説明を受けてください。



お問い合わせは、
雲南市建設部都市建築課建築指導グループ
☎0854-40-1065
又は
島根県雲南県土整備事務所建築部建築課
☎0854-42-9590

〔建設リサイクル法ホームページ〕

雲南市建設リサイクルホームページ
各課のお知らせ→建設部→都市建築課→
建築指導→建設リサイクル法に基づく届出
又は
島根県土木部技術管理課ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/recycle/